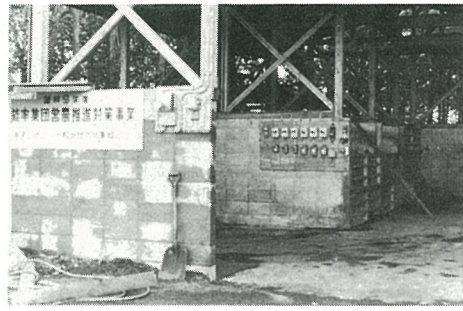




既往（昭和四十六年・五十年五十四年）の台風災害に際し、区民全員が一致協力し、積土堡工の施行等により栗山川堤防の決壊を防ぎ、地区住民の生命、財産を守る大きな功績を残した。

関 区

※消防防災功労



度利用を図る一方堆肥製造施設を建設し、畜産公害の除去と土壌改良に努めるなど地域農業の振興に大きな貢献をした。

税 だ よ り

還付を受けるための

申告は早めに!!

昭和五十四年分所得税の確定申告の時期（二月十六日～三月十五日）が近づきました。

所得税にはいろいろな控除があり、サラリーマンの場合、ほとんどの人が年末調整で控除を受け、その年の納税は完了します。しかし、医療費控除や住宅取得控除などは、年末調整で控除できませんので、確定申告によって控除され税金が戻ってきます。また、商売をしている人などで予定納税をした税金が納め過ぎになっている人も税金が戻ります。

そこで税金の還付が受けられる場合を紹介しましょう。確定申告をすると税金が戻る人

(1)サラリーマンで雑損控除、医療費控除、住宅取得控除が受けられる人。

①雑損控除：災害や盗難、横領などにあい、住宅や家財に損害を受け、その損害額が年間所得の一〇％を超えているときは、その超えている部分が所得金額から控除されます。

②医療費控除：本人や家族が病気になる、医療費を支払った場合、その額が通常五万円を超えていること、その超えた部分の金額が所得金額から控除されます。

③住宅取得控除：住宅を新築

したり、新築住宅を購入し、その床面積が一六五平方メートル以下で、新築・購入してから六か月以内に入居し、引き続き居住している場合、居住した年から三年間、各年分の所得税額から最高三万円が控除されます。

また、この控除が受けられる住宅を購入する際、民間の金融機関などから返済期間十年以上のローンを利用し、昭和五十三年一月一日以後に居住したときは、年間返済額に依りて、さらに最高三万円が三年間控除されます。

償却資産の申告は 1月31日までです

忘れずに申告してください

金控除が受けられる人。
(4)原稿料や利子、配当などの収入があるが、それらを含めた全体的所得があまり多くないため、源泉徴収税額が納め過ぎになっている人。
(5)予定納税をしていたが、休業や廃業などのため、所得が前年より大幅に減った人。

税金の還付を受けるための申告は、確定申告の受付開始の二月十六日より前でも受付ます。
早く申告すれば税金の還付も早く受けられます。
どうぞお早めに。
三税共同申告説明会
期 日 二月十四日 (休)
場 所 八日市場公民館
時 間 午後一時三十分から
午後三時三十分まで

多額の医療費を支払ったとき



災害や盗難にあったとき



酒の効能

…百薬の長として…

- 気つけ薬になる
- 食欲を増進させる
- 発汗作用による解熱効果がある
- 精神を安定させストレスを解消する
- 消毒効果がある